財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三境の項中「雲南市　八束郡」を「雲南市」に改める。

別表第九松江の項中「八束郡」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

文部科学大臣　高木　義明

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条を次のように改める。

第百六十七条　学校教育法第百九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第四条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の十四中「、財産区並びに地方開発事業団のうち都道府県又は都道府県及び市町村が設ける地方開発事業団以外の地方開発事業団」を「及び財産区」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設けられている地方開発事業団については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十六号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第三項中「四千二百十円」を「四千六百四十円」に、「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同条第五項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第七項中「千三百六十九円」を「千二百九十五円」に改め、同条第八項中「平成十六年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前の日に係る就職促進手当の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十四条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな」を「次に掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

一　当該指定届出機関（患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定するものに限る。）に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合

二　当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合

第七条第二項中「事項は」の下に「、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項とし」を加え、「、原因」を「原因」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年九月五日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に診断した患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。

第三条　都道府県知事は、施行日前においても、この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七条第一項第一号の規定による指定をすることができる。

告　示

○法務省告示第三百七十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年八月一日から効力を生ずる。

平成二十三年七月二十九日

法務大臣　江田　五月

東京法務局所属　平林　慶一

千葉地方法務局所属　小口　哲男

広島法務局所属　由良　卓郎

○財務省告示第二百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		輸入数量
一		○トン
二		○トン
三		一・一トン
四		六、一一七トン
五		九八トン
六		三トン
七		二〇・一トン
八		一八・七トン